

研究ノート 1930年代後期の農村季節託児所における保健婦の役割

—川島瓢太郎『農村保健婦』(山雅房発行, 1942年9月)を手がかりに—

渡 邊 洋 子

本稿は、農村季節託児所(註1)が飛躍的に発展した1930年代後期の農村保健婦の実態と役割について、川島瓢太郎『農村保健婦』の記述を手がかりに考察するものである。仕事の性格上、農村や農民生活に「外部者」として最も深く関わることとなった保健婦の仕事と活動の実態を、「共同託児」に焦点を当てつつ、同書から読み取りたい。それによって、この時期の農村における季節託児所の意味と機能、季節託児所の設立・運営面で保健婦が果たした役割について、示唆を得たいと考える。

1 保健婦の実態と求められた資質

川島瓢太郎の手による『農村保健婦』は、蘆溝橋事件以後の戦時体制の下、「自己の健康を向上増強する」べく「健民運動」が展開されるようになった1942(昭和17)年9月に公刊された。川島については、農村保健婦の実態を知る立場にあった人物であることは推測されるが、同書の記述からは知る手がかりがない。だが、確かなのは、厚生省が「保健婦取締」のために前年に発令した「保健婦規則」を受け、実践家の観点から、農村保健婦の需要の高さと仕事の重要性とを世に訴えるべく、本書が執筆された点である。

1940(昭和15)年9月に厚生省衛生局が手がけた「保健婦に関する調査」(表1)によれば、同時点に保健婦として仕事をしている者は、全国で18,447人である。全国的にみると、保健婦の数が多いのは4,998名を有する愛知県であり、同県は他県を圧倒的に引き離している。これに、福岡県(1,981名)、新潟県(1,464名)、兵庫県(1,235名)、大阪府(1,212名)が続き、後は何百人ないし何十人のレベルである。また最低は、高知県(ハイフンの記載だが、ゼロ名を示すものとも推測される)と岩手県の2名である。これらを見ると、保健婦の分布については、地域差がかなり大きかったことがわかる。

「資格別」に見ると、その内訳は、産婆および看護婦が3,731名、産婆が6,518名、看護婦が5,138名、その他が3,060名となる。すなわち、保健婦の大多数が産婆・看護婦免許(資格)のいずれかを持ち、そのうち五分の一程度の保健婦が両方をもっていた。看護婦免許状を取得後、さらに2年課程を経て助産婦・保健婦になる現在(註2)と異なり、「産婆」養成が「産婆学校」でも独自に行われたことから、看護婦免許状を伴わない「産婆」が存

表1 【保健婦ニ關スル調】(衛生局調 昭和15年9月15日現在)

区分 府県	府県市町村学校その他の団体別				資 格 別					総 数
	府県 保 健	市 関	町 村	学校 村 係	その 他 の 団 体 関 係	産 産 看 看	産 産 看 看	産 産 看 看	産 産 看 看	
北海道	10		6	122	32	26	6	119	19	170
青森	3		—	64	28	33	2	50	10	95
岩手	2		—	—	—	2	—	—	—	2
宮城	3		—	76	5	10	19	49	6	84
秋田	5		—	81	1	4	2	67	14	87
山形	5		11	—	45	32	10	17	—	59
福島	3		—	45	21	23	—	46	—	69
茨城	3		—	40	32	19	11	33	12	75
栃木	381		—	30	3	365	—	17	32	414
群馬	361		—	5	47	14	328	60	11	413
埼玉	9		1	51	17	13	—	64	1	78
千葉	54		1	49	12	16	2	57	21	96
東京	43		388	371	64	230	10	619	13	872
神奈川	28		13	106	21	29	5	130	4	168
新潟	1,351		—	93	20	43	1,304	117	—	1,464
富山	8		—	10	3	10	—	11	—	21
石川	12		—	—	9	5	10	6	—	21
福井	10		76	32	3	51	40	30	—	121
山梨	182		—	31	2	16	167	32	—	215
長野	757		122	20	39	153	20	685	—	938
岐阜	3		—	68	—	7	—	64	—	71
静岡	9		22	102	19	6	13	131	2	152
愛知	4,795		18	140	46	45	2,028	192	2,731	4,998
三重	3		43	13	17	21	13	40	2	76
滋賀	4		—	—	6	10	—	—	—	10
京都	36		4	166	57	120	8	120	15	263
大阪	164		331	670	47	214	78	898	22	1,212
兵庫	1,000		28	185	24	539	532	144	—	1,235
奈良	312		—	12	—	81	234	8	1	324
和歌山	7		—	6	213	42	—	161	23	226
鳥取	218		2	27	59	96	149	53	8	306
島根	9		—	—	43	8	3	40	1	52
岡山	6		12	29	26	26	21	9	17	73
広島	17		33	113	24	75	24	86	2	187
山口	537		4	68	4	150	408	54	1	613
徳島	6		—	22	3	17	—	13	1	31
香川	3		28	13	13	31	—	28	—	59
愛媛	9		—	80	6	19	—	74	2	95
高知	—		—	—	1	—	—	—	—	—
福岡	1,609		1	350	21	754	634	382	11	1,981
佐賀	8		—	102	—	4	—	101	6	111
長崎	10		—	153	—	7	—	124	32	163
熊本	12		—	82	—	14	1	62	7	94
大分	2		—	47	—	16	4	26	3	49
宮崎	10		3	63	421	12	415	67	3	497
鹿児島	3		3	87	—	11	4	51	27	93
沖縄	—		—	1	13	—	13	1	—	14
合 計	12,003		1,148	3,832	1,465	3,731	6,518	5,138	3,060	18,447

在し得た。特に愛知や新潟など、保健婦数が多い県には、このような「産婆」資格のみで保健婦として働く者が大多数を占める県がみられる。

特に注目されるのは、1,464名中1,304名がこのような「産婆」資格のみで保健婦をしていた新潟県である。この要因および背景については検討を要するが、大地主制と日本海側の厳しい天候のもと、米作を主とする農村地帯に覆われた同県で、保健婦ないし産婆が、独自の存在意義をもっていたことは想像に難くない。これらの保健婦の大半(1,351)は県に所属するものであった。保健婦の使用主体の内訳は、府県12,003名、市町村1,148名、学校3,832名、その他の団体1,465名と、圧倒的に府県所属の保健婦が多く、同県でもその傾向が顕著であることがわかる(註3)。

川島によれば、1930年代から～40年代には、看護婦あるいは産婆の資格をもち、保健婦の仕事を1年以上引き続いて行った者には、無条件で保健婦の免許が与えられ、1年未満の者や看護婦・産婆の免許を持たない者には審査によって、免許が与えられた。この段階において「保健婦」に相当する名称は、多様であった。

「巡回看護婦」(主として恩賜財団済生会に所属する者)、「結核予防婦」(恩賜財団結核予防会)、「保健指導婦」(東京保健館)、「社会保健婦」(主として社会事業協会、一般呼称)、「社会看護婦」(日本赤十字社に所属する者)、「訪問指導婦」(主に隣保訪問事業方面)、「公衆衛生婦」(公衆衛生院、公衆衛生訪問婦とも呼ばれた)、「学校看護婦」(市町村、学校看護婦とも呼ばれた)、「公衆衛生看護婦」(所沢保健館など、保健看護婦とも呼ばれた)、「結核保健婦」(健康相談所)、「社会保健委員」(島根県)、「訪問看護婦」(一般呼称)、「保健婦」(官立保健所、産業組合、恩賜財団愛育会)その他である。季節託児所との関わりでは、「母性乳幼児指導婦」「保育指導婦」「保育指導員」という呼称もあったという。

これらをすべてを「保健婦」の名称に集約する一大契機となったのが、「保健婦規則」の発令である。「保健婦」の免許規定を整備し、保健婦の専門性の確保と質的向上を目指すものとして、1941(昭和16)年7月に「保健婦規則」が出されるにいたる。彼が「わが国保健婦事業がようやくその緒についた」ことを意味するものと評価する同規則には、次のような具体的内容が盛り込まれていた(原文は縦書き)。

保健婦規則 厚生省令第三十六号(昭和十六年七月十日)

第一条 保健婦の名称を使用して疾病予防の指導、母性又は乳幼児の保健衛生指導傷病者の療養補導その他日常生活上必要なる保健衛生指導の業務を為す者(以下保健婦と称す)は年齢十八年以上の女子にして左の各号の一に該当し地方長官の免許を受けたる者に限る。

- 一、保健婦試験に合格したる者にして三月以上本条本文の業務を就業したるもの
- 二、厚生大臣の指定したる学校又は講習所を卒業したる者地方長官免許を与ふる時は保

健婦免状を下付す

第二条 精神病患者、伝染性の疾患ある者又は素行不良と認むる者には免許を与へざるものとす

第三条 保健婦試験は地方長官之を施行す

第四条 保健婦試験は一年以上看護又は産婆の學術を修業したる者に非ざれば之を受くることを得ず

第五条 試験は左記科目に付之を行ふ但し看護規則第二条第一項各号の一に挙ぐる資格を有する者に付ては第一号、第二号、及び第八号乃至第七号の科目の試験を免ずることを得

一、解剖学大意

二、生理学大意

三、環境産業及学校衛生大意

四、結核其の他慢性伝染病予防並に寄生虫病予防大意

五、急性伝染病予防大意

六、母性及乳幼児衛生大意

七、栄養大意

八、救急処置及消毒方法

九、包帯術及治療器械取扱方大意

十、看護方法

十一、衛生法規大意

十二、社会事業大意

十三、社会保険大意

第六条 保健婦は傷病者の療養補導を為す場合に於て主治医師ある時は其の指示を受くることを要す

第七条 保健婦は其の業務執行上必要あるときは看護婦規則第一条及第十一条の規定に拘らず看護の業務を為すことを得

第八条 保健婦の業務に従事する場合に於ては厚生大臣の定むる徽章を使用すべし

第九条 第一条第一項の規定に依る地方長官の免許を受けずして保健婦の名称を使用し同条第一項の業務を行ひたる者は五十円以下の罰金に処す

第十条 看護婦規則第六条乃至第十条の規定及び其の罰則の規定は保健婦に之を準用す

第十一条 本令中地方長官とあるは東京府にありては警視總監とす（註4）

川島は、同法令が保健婦の専門性を重視し、高等女学校卒業者を念頭において資格を課していること、また関係者の間で、同校卒業者もしくは産婆・看護婦の免許の取得者を「一

般保健婦」とし、その指導者として、専門学校卒程度の「指導保健婦」をおくとの意見も出されていると紹介する。これらの考え方は、「この程度の教養がなければ生活の指導などといふことはできるものではない」との認識に基づくものである。

これに対し、彼は「現在実際に活動してゐる保健婦に徴して考へるならば、専門卒も高女卒も高小卒も、とくに実績においては変らぬし、より高級な学校を卒業した者でも、実際的な知識と、その為人においてスランプしてゐることはあるであらう。ことに、農村にあつては、いわゆる頭でつちかちであるより、その実質が要求せられるといふことは大切である」と述べた。川島自身は、小学校卒業程度の女子に保健婦としての実際知識を授けたら「それで十分」と考えた。もちろん教養は「高いにこしたことはない」が「素晴らしき学歴必ずしも高い教養を意味しない」。むしろ「保健婦の人としての素質こそ他のすべての条件がそろつている以上に得難い」と「素質」を強調している。

この「素質」に関わつて農村保健婦の実際を知る立場から、川島は次のように述べる。

最近の保健婦志望者をみるにこの点非常に優秀なものがあるとおもふ。すなわち燃えるやうな情熱に駆られておのれのもつ技術をすこしでも御国のため、人々のため捧げるといふうつくしい心根より出発してゐる人が実に沢山であることだそれは敢へてかかる難事業の中に実を挺せんとする彼女たちのひとしくいづくひとつの信念ともなつてゐるやうに考へられる。

しかしてこれを宗教的信念とは一概にかたづけられないすぐれた向学心と研究心が火のやうに燃えてゐるのである。筆者が直感したのはここにこそ精神と科学の渾然一体となつたわたしたちの国ならでは見られぬ特異なすがたがあるといふことだ（註5）。

このような保健婦については、社会事業団体、保健所、産業団体、軍人援護会などで、短期間の養成が行われている。具体的には、官立保健所、府県社会事業協会、恩賜財団済生会、府県衛生課、恩賜財団結核予防会、産業組合、日本赤十字社、愛国婦人会（大日本婦人会、公衆衛生院、国民健康保険組合）などが挙げられる。静岡県、栃木県では県立養成所が特設されている。その講習会は例えば、先進的な山形県では、次のように実施された。

同県では、1936（昭和10）年、社会事業協会によって東村山郡長崎町に社会保健婦が設置されたのを端緒とする。1938年7月に東北更新会乳幼児妊産婦指定村として3村落に、ついで、翌年5月に北村山郡に1名、同6月鶴岡市に2名、それぞれ社会事業協会によって設置された。同年、同協会主催のもと、28日間にわたる第1回保健婦養成講習会が実施された（第2回は33日間）。同講習会の科目内容は、表2のとおりである。

さらに、県下の保健婦を指導育成するため、東北更新会ならびに社会事業協会の囑託と

して、保健婦の衡にあたる「保健婦指導者」が県社会課に設置された。昭和15年度の保健婦講習会への県補助金は10,270円で、国庫から数千円の補助が出されている（註6）。

表2 山形県保健婦養成講習会講習科目一覧（カッコ内は実施時間数）

第 1 回 (昭和14年度)		第 2 回 (昭和15年度)	
社会保健一般	(17)	農村隣保事業通論	(11)
社会事業一般	(3)	社会事業概論	(5)
生活更新事業	(3)	東北更新会事業の概況	(2)
母性並乳幼児保護事業	(4)		
{時局と婦人	(1)	時局と婦人問題	(4)
{長期建設と婦人の使命	(2)	衛生行政並衛生統計	(4)
社会調査要論並保健婦の使命	(5)	伝染病並寄生虫予防	(6)
伝染病並寄生虫	(9)	同 実 習	(9)
		結核予防実習	(7)
皮膚病一般	(6)	育児法一般	(8)
育児法一般並実習	(28)	小児疾患	(15)
児童衛生並実習	(18)	健康相談実習	(14)
{婦人衛生	(9)	婦人衛生並一般看護法	(12)
{一般看護	(12)	健康教育	(8)
{救急療法並消毒法	(8)	栄養学並実習	(18)
栄養学並実習	(12)	農村住宅改善の問題	(14)
		産業組合と保健問題	(4)
		全購連と保健資材	(4)
軍事援護医療保護事業	(3)	軍事援護の精神と医療保護	(3)
保健婦としての活動並実習	(15)	トラコーマ撲滅の理論並洗眼実習	(6)
		保健婦に関する一般事項並実習	(22)
報 徳 講 話	(15)	社会事業関係法規	(4)
		[課 外]	
		方面委員の活動その他講演	(22)
研 究 座 談 会	(10)	研 究 座 談 会	(20)
視察（保健婦事業先進地，特殊児童養護施設）		視察（保健婦事業先進地，結核療養所、少年教護院）	

2 「保健厚生運動」と保健婦事業

本書執筆当時、農村の保健婦事業は、全国各地の官立保健所、各町村役場、全国各地の産業組合・医療利用組合・国民健康保険組合・社会事業協会など諸団体、一部の農村隣保館、東北更新会、愛育会などで実施されていた。保健婦は、これらのいずれかの機関・団体に所属しつつ、厚生省の設立に端を発する保健厚生運動を実地に担っていたのである。

この時期の保健厚生運動は、以下の3つの系統で展開されていたという。

- (1) 医療施設の整備拡充・農村に対する公益総合病院の設置・無医料診療所の設置
(この実施期間として、公益総合病院、公益事業団体、産業団体)
- (2) 医療費負担の軽減・疾病保険の普及徹底と医療保護
(この普及のための国民健康保険の強制的加入、その他の疾病保険の実施、日本医療営団の機能発動…これは川島自身の希望)
- (3) 保健指導—主として予防医学的立場における保健指導の向上
(この指導機関として、保健所、保健相談事業)

このうち3番目の保健指導を主に担う保健所は、1937年（昭和12）年に保健所法によって設置された保健指導機関である。本書執筆時点で、全国で約150カ所あり、厚生省はこれを550カ所に増やすことを目標とした。保健所の任務は、衛生思想の涵養、栄養の改善および飲食物の衛生に関する事項、衣服、住宅その他環境の衛生に関する事項、妊産婦および乳幼児の衛生に関する事項、疾病の予防に関する事項、その他健康の増進に関する事項、疾病の予防に関する事項、その他健康の増進に関する事項などがあり、各種の健康相談、巡回相談、座談会、家庭訪問などを通して、一カ所13万人以上の人口を担当し、組織的活動を始めていた。

一方、保健婦は保健指導の「手足」であり「前衛」であった。この時期の保健婦の普及状況は、人口10,000人に対して1名にも達しない状況であったが、一般には、人口4,000人に対して1名の保健婦を置くことが「標準」とされていた。川島は、保健婦活動を「平常な社会にあっても、必要な国民生活の文化的指導」と位置づけ、この「標準」のレベルでも「一名の保健婦にたいして相当の重荷」と述べて、人口500人に1名が「限度」であると指摘している。

特に、銃後農村の「保健厚生運動」を担う保健婦に求められた取り組み姿勢は、同時期の農村指導者たちと共通する要素を持っていた。保健婦活動が「保健厚生運動の最前線」を形成している根拠として、川島は以下の諸点を挙げている。

イ、大衆の中に入って内側からこれを指導し、生活の実際に即して愛情深き教本的位置を占める。つまり天下り式のとほり一辺の指導と違ふこと。さうしろこうしろの単な

る教示者でないこと。

ロ、さうした個々の家庭の個別的な指導であることは、人間的な結びつきにまでいたるであらうこと。

ハ、従つて生活全般にわたつて、結びつくこと。

ニ、大衆の側からいへば容易に受け容れられること。ナマの指導でないこと。

ホ、さらに医師のよき助手であること。看護婦と異なり痒ゆいところへまで手がとどき、医師の活動を円滑にせしめること。(註6)

3 「共同託児」の実態と保健婦の役割

1930年後期の「農村共同化運動」は、農会や産業組合を中心に、生産の合理化を第一の柱とする「共同作業」および、その徹底化を目的とする生活の合理化に位置づく「共同炊事」「共同託児」を三大柱として展開された。

このうち「共同作業」(表3・表4)は、第一に農業生産力を高めるものとして提唱されたものであるが、川島は「農村相互扶助の伝統的精神」の高揚や農村生活全般の合理化を「誘発」するものとしても、奨励した。また「農村栄養の充実」「農村労働の合理化」「食料需給の調整」などの現実的必要から生まれた「共同炊事」(表5)について彼は、農民の「食生活の是正」や「労働力」である農村女性の「母体としての健康水準維持」,「孤立的な家族制度」から地域を単位とする「全体的な家族制度の確立」にむけた「全体主義」の構築をも視野に入れつつ、その意義を強調している。

表3 共同作業の農地規模別実施件数

年次	20坪以下	20-50坪	50坪以上	計
昭和10年	12,655	5,885	1,075	19,611
同12年	15,705	8,052	1,662	25,419
同14年	17,523	9,921	2,326	29,770

(本書128頁より。農林省調査にもとづくもの)

表4 種目別共同作業実施組合数と能率増進割合

種目	実施組合数	個人作業に対する能率増進割合
共同田植	77,672	12%
共同除草	31,672	15%
共同麦播種(整地を含む)	20,544	20%
共同稲収穫	30,408	16%

(本書130頁より)

表5 共同炊事全国普及状況

道府県名	昭和13年度開設数	昭和15年度開設数(春季)	昭和15年度開設数(秋季)	道府県名	昭和13年度開設数	昭和15年度開設数(春季)	昭和15年度開設数(秋季)
北海道	0	0	0	滋賀	0	4	4
青森	2	2	2	京都	4	2	2
岩手	15	—	—	大阪	0	0	0
宮城	9	—	—	兵庫	0	76	76
秋田	10	23	8	奈良	—	15	11
山形	17	15	0	和歌山	0	12	9
福島	—	10	0	鳥取	0	13	40
栃木	0	26	31	島根	1	32	36
茨城	19	20	5	岡山	16	—	—
群馬	2	3	5	広島	17	220	0
埼玉	0	—	—	山口	0	0	17
千葉	21	348	150	徳島	0	5	5
東京	0	3	5	香川	5	28	28
神奈川	2	269	254	愛媛	0	8	11
山梨	2	5	8	高知	0	2	2
静岡	0	3	1	沖縄	0	0	0
長野	0	72	101	福岡	0	3	1
新潟	0	17	12	佐賀	50	52	0
岐阜	0	120	120	長崎	10	32	32
愛知	0	12	5	熊本	2	108	108
三重	1	25	25	大分	2	304	304
富山	0	37	30	宮崎	0	35	35
石川	0	0	25	鹿児島	2	43	43
福井	1	16	16	総計	210	2,092	1,109

(本書140~141頁。『農村保健年報』によるもの)

表6 盧溝橋事件以降の季節保育所開設数

年次	春季		秋季		合計		一施設平均 保育児数
	施設数	保育児数	施設数	保育児数	施設数	保育児数	
昭和12年	9,315	502,501	2,048	93,354	11,363	595,855	52.4
昭和13年	13,099	711,407	3,439	160,336	16,538	871,743	52.7
昭和14年	16,263	871,843	4,520	236,226	20,782	1,129,102	54.3
昭和15年	17,700	1,010,328	5,058	278,632	22,758	1,288,960	56.6

(本書155頁より。『農村保健年報』によるもの)

表7 季節託児所の経営主体別実数と全体に占める割合(昭和15年度調査)

経営主体別		実数	割合%
公 営		104	11.34
私	宗教関係	252	27.48
	婦人団体	241	26.28
	社会事業	127	13.85
	学 校	110	12.00
	個 人	34	3.70
営	理業団体	29	3.16
	その他	20	2.14
計		917	100.0

(本書159頁より。『農村保健年報』によるもの)

さらに「乳幼児保護」と直接に結びつくものとされた「共同託児」は、「猫の手もかりたいといふ農繁期の激労期において母親の手におよばないために、たまたま疾病の危険にさらされる事実から、未然にまもる」という点で特に重視された。蘆溝橋事件の起こった1937（昭和12）年以來の農村部の「季節保育所」の開設数は、表7のように、増加の一途をたどっている。特に昭和15年度は、同12年度の2倍以上の増加を見せているが、川島はこの点について、以下のように述べている。

一般に季節保育所といはれてゐるが、これらのもののうち、わたしたちが真に保育所と称しうべきものはまことに何分の一にも足りぬであらう。厳密な意味からいつてそれは保育所の名称に値ひしないことである。託児所といつても、もっと簡便な無造作なものである。

数字のうへではとにかくも膨大な感じをあたへるが、その日取る火取るの保育所の内容はおそろしく低劣であり、粗悪である。まつたく当面の直接的な便法といふだけのものであることが看取できよう。（註8）

このような「保育所」では、表7のように、公営は一割強に過ぎず、宗教団体や婦人団体が設立したものが多かった。社会事業団体や学校が経営主体となったものが、それに続いている。開設期間は、10日間か1週間、または5日間というような短期間のものが、「絶対多数」であったという。この点について川島は、「下より乳幼児のそこにおける健康確保などといふ仕事はのぞむべくもない」との認識を示している。だが、同「保育所」の急速な普及を「農村の将来に対して大きなポイント」とみなす彼は、「徐々に、刻々と、かかる粗末な安直保育所が、次第に内容をととのへ、組織され、やがて常設的なものとなることをわたしたちは期さねばならぬ」との長期的期待をも抱いていた。

川島は、「季節保育所」を、保健施設より「生活の合理化のための社会的施設」と位置づけている。彼は愛国婦人会機関誌に掲載された「季節保育所」関係者根岸松枝の見解を引用する。根岸は、同「保育所」が「生産力の増進を図るために幼児を受託する」という考え方から生まれたこと、蘆溝橋事件後は「御国の為は何より重大な人的資源の確保といふ点から、農村における乳幼児と母性の保護および教化啓蒙といふやうな文化的使命を必ず併せ持つ」ものと考えられるようになったこと、さらに「季節保育所ハ以テ農村隣保施設の素因タラシムベシ」と、皇后が「恩下賜金」を出したことで「総ゆる農村隣保事業の根基としての保育所」との認識が生まれたことを明らかにしている。

また根岸は、「銃後の農村を守る社会的施設」として、「共同炊事」「共同作業」等と密接な関係をもつ「優良保育所」も徐々に増えていると指摘した。そこで新たな課題として、「受託」の焦点が従来の7、8歳の子どもから「一番母親の足手纏ひになり、心労の種と

なる]「三歳以下の乳児」に移り、「兎もすれば過労になり勝ちな農村母性の心身の健康を守る」ところに目標が変わってきたことも明らかにされた。保育内容も「新体制の保育所」に合わせ、「保育項目に捉はれた保育項目、即ち幼児教育といふやうな膠着状態」から「すべての点に精神保育、身体保育に細やかな心遣ひが捧げられ」るように、また「保健と躰の方面に重点を置いた実践保育」が目指されるべきとされた（註9）。

前記にも述べたとおり、蘆溝橋事件以降、「共同耕作」の全般的な指揮にあたった農会など各種産業団体関係者は、生産の合理的運営が生活の合理化を無視してはなし得ないことを痛感したのである。そこで、産業団体や「常会」によって、「共同炊事」と「共同託児所」の経営が積極的に行われるようになった。保健婦はそこで、次のようにめざましい活躍を見せたのである。

ここは部落の託児所だ。ちょうど正午だったので子供たちは本堂の大広間にあつまってお弁当をたべてゐる最中であつた。（この託児所はお寺を利用したもの）

大きなおむすびをたべる子供や大きな弁当箱をひろげてゐる子供たちなど、さまざまである。副食は保健婦の献立によつて、愛育班員や女子青年団のひとつとが調理にあつてゐる。この日の御馳走は鉄火味噌だつた。調理の方法は味噌二〇グラム、ニンシ五グラム、大豆一〇グラム、ニンジン一〇グラム、胡麻五グラムで、これを油でいためるのである。分配された子供たちはみな美味さうにたべてゐる。毎日村の学校から応援に女教員が監督に来てゐるのださうだが、今日は郡下の女教員大会へ参加のため男の訓導が代理にきてゐた。婦人会の会長さんもきて子供たちの面倒をなにかれとみてゐる。食事がすむとしばらく休憩だ。まもなく訓導の合図で子供達は庭へ集合する。保健婦の指導で「お手手つないで」の遊戯がはじまつた。この遊戯は子供たちにとつて一番たのしいのである。皆声をはりあげて踊つた。遊戯に疲れた子供たちに午寝の時間があたへられる。保健婦は毎日このやうに託児所を巡回し、幼い子供たちにも生活改善や衛生思想を植付け、村の「保健の神」と仰がれながら村びとの生活改善と体位向上の仕事に涙ぐましい活躍をつづけてゐる（註10）

これは、農村季節「保育所」の訪問記者の目に映つた保健婦の活動の一端を記したものである。川島はこの文に触れて「農繁託児所の開設にあつて、保健婦が心身をささげ、その困難を克服しつつ前進する姿には想像もおよばぬ強烈なたくましさを感じないではおれない」と、感想を述べた。一般に、このような「保育所」は村内の寺社を利用するか、適当な場所を借りるかでまかなわれた。この目的のために、新たに建物を建築することはまれであつたがゆえに、施設設備も「応急の措置」の範囲を出るものではなかつた。

このような劣悪な状況にある「保育所」で「乳幼児の保護」を引き受ける「保母の任」

を的確に務めることができるのは、村人の生活に唯一「専門家」として関わり得る、保健婦なのであった。保母を他に求める時でさえ、保健婦がこれを十分に指導することが「理想」とされた。以下は、このような「保育所」に携わった保健婦自身の記録である。

この村はすでに四年ばかり前から村当局の経営で部落ごとに農繁期託児所が開設され、国民学校の先生が総動員で保母の任にあたつて下され相当の成績をおさめてゐる由。開設場所も九カ所におよび出席率もむろんよく心あるものの眼からみると、実のその文化的、教育的効果のあがつてゐることはうたがひなく、何としても存続せしめる価値はあるものだが、多大の労力を奉仕する保母の立場からながめると、どうも肝心の農家のひとりひとりの親たちに、はたしてそれらの施設を心から要求し、これを利用し、保母のほねおりに精神的にも酬ゆるだけの感謝の気持があるのかどうかとうたがはしくなるやうな態度にでられることがあるので、つかれた身体になんだかほねをり損のくたびれもうけのやうなあとあちが残ることもあるとは保母さん方のいつはらぬ内輪ばなしで、多少例年のこととなれば惰性的な気持もてつだひ積極性もあまりみられないやうなかんじが、自分にはチラとする。とくに男の先生方のおほくには託児所の保母はなにより苦手らしく、むしろ田植などの農業労働の方へ直接勤労奉仕した方が、より効果的で自分たちもその方が助かるとの意見もあり大いにうなづかれるふしもある。農家の反対の声を二、三きいてみると、

一、放つておいても託児所にだすくらゐのこどもは家のまはりでなんかして遊んでゐる。

二、託児所にだすとなると、まんざらの恰好もしてやれない。エプロン、ハンカチ、紙、弁当と忙しいときは子供の要求をみたしてやるのがとてもわづらはしい。(これに対してそのあやまつた考へをいくら説いてもなかなか理解できず、理屈はむろんそのとほりだがと頭で合点いくのみで、いざとなるととなり同志の見栄と女たちは競ふ気持がぬけきらない)

三、託児所にもやれないやうなその下の乳幼児のあそび相手をとられてしまふ。等々 何処でもよくきかされる共通の声である。こんな声があがるのも、要するに当面さしせまつてゐる増産、労力不足援助に直接結びつつかぬ文化面をとりあげてゐるのと、その経営の基礎を助成金に或は他よりの奉仕的労力のみ依存するため、自主性を欠如してゐるためからではあるまいか (註11)

4 結びにかえて -農村「指導者」としての保健婦と「共同託児」

保健婦自身が、このように季節「保育所」の経営に対してリアルな認識を持つことができたのは、保健婦という仕事が、農民の生活実態をありのままに受け止め、理解し、そのなかに深く立ち入って保健指導を行うものだったからにはほかならない。川島は、この時期の保健厚生運動について「保健婦の如き活動が大衆の生活と根ぶかく結びつくことによつてのみその効果を百パーセント挙げうる」と述べ、『保健婦読本』の著者小宮山新一の「手を取り膝を交へ口から口へ手から手へ正しい科学的な生活指導がなされるために保健婦に対する期待は実に大きい」との指摘を紹介している。

このように、川島は保健婦を、農村の「文化的指導」者と見なしていた。そこで「保健婦活動の特異性からいつて保健婦自身の指導者としての完成も大切なこと」としている。特に「指導者意識」が「横行」する状況の中で、そのような意識を「いかに現実に対して無力であり、誠意のないものであるか」と批判する。そして、「指導者」としての保健婦像を、以下のように描いている。

保健婦のごときは農民の生活とふかく接触するといふより、それに強く結びついてはじめておのれの任務を果すことができるのである。農民自身の心奥にまでふかく入りこみ指導者といふより人間としての心やりをもつのでなければなるまい。さうしてそれがおのづから保健婦を指導者といふ格にまでたかめるといふ風であるのが大切である。

外観的にあたへられた地位とか、名誉とかいつたものはなによりも農村で活動をはじめたときにおいて明瞭なかたちで不必要なものとなるのである。わたしたちは保健婦活動をさういふものとして理解し、かつ進めてゆくのでなければならぬ。(註12)

このような保健婦の仕事は、大別して生活指導と保健婦指導にあった。「共同託児」は、前者の生活指導のなかに含まれる。生産の合理化、効率化、能率化を掲げた「農村共同化運動」は、個々の農民によって程度の差はあるものの、農民の生産形態と生活形態を根本から変えようとするものであった。そこには、「すべてのものが共同精神というはらからの意識を養うこと」「ひとりひとりが健康を確保し、共同の精神の下に自己の責任を果すといふこと」が「国を富ます」前提として、重視された。

そこで川島は、「生産を合理化し、農民の無節制な労働強度から解放し、一定の健康度を確保する」ものとして「共同作業」を、「生活の簡易化、栄養による健康確保、生産へ注ぎ込む労働力の不足を補ふ」ものとして、「共同炊事」「共同託児」を挙げている。三者の関係は、「作業の共同化」によって農業生産力が上がり、同時にそれが、農村生活の他の部面の合理化を誘発し、「共同炊事」「共同託児」をも付帯的に随伴するようになって、

そこで初めて「農村の全面的刷新」が展望されるにいたったというものである（註13）。

すなわち、この時期の季節託児所は、国家的要請によって、農村社会が農作業の共同化による構造変革を迫られた際に、それを支える生活の合理化・共同化の一環として開設・運営されたものであった。ゆえに、「親の都合」による「託児」という側面は免れない。とはいえ、特に安全・衛生に配慮した「乳幼児の保護」という点では、川島が可能性を見いだしたように、子どもの側にたって、その心身の生活をまもろうとするものであった。特に、身体的存在である乳幼児には、年（月）齢が小さいほど、心と身体健康や発達は不可分のものである。それゆえにこそ、季節託児所が、「乳幼児の心身の保護」という立脚点のもとに運営されようとしたという事実は重要なのであり、保健婦が関与したからこそ、明確化し得たものといえよう。

このような「託児」事業は、農村で巡回訪問指導を担う保健婦という存在を通して、初めて、心身両面の健康を重視し、子どもを生活者としてトータルに捉える保護・教育活動としての素地を培っていったのである。この保健婦の「農村指導者」としての位置づけを含め、新潟県内の季節託児所の発達経緯を考察し、全国的動向の中に位置づけることが、筆者の当面の課題である。特に同県では、産婆資格取得者が保健婦の大多数を占めており、季節託児所の開設・運営にあたっての保健婦の役割のみならず、農村にとっての「産婆」の意味についても、示唆を得られるものと思われる。これらは調査中であり、詳しい考察は、別の機会を期したい。

[註]

- (1) 戦前の日本の農山漁村において農繁期など一定の時期に限って臨時に設立・運営された託児施設については、農繁期託児所や季節保育所など、場合によって呼称が異なる。戦時期の厚生省児童局においても川島の著書の中でも、「季節保育所」が使用されている。だが、本論文では、「季節託児所」に統一した。
- (2) 厳密には、1948（昭和23）年7月に施行された「保健婦助産婦看護婦法」第十九条において、保健婦国家試験の受験資格が、定められている。そこでは、看護婦国家試験に合格した者、または、看護婦国家試験受験資格の一つに該当した上で、同条に定める条件のうち一つを満たした者が、保健婦国家試験の受験資格をもつものとされている。
- (3) 川島『農村保健婦』81～84頁。
- (4) 同前書、72～74頁。
- (5) 同、69～70頁。
- (6) 同、85～92頁。
- (7) 同、156頁。
- (8) 同、158～160頁。

- (9) 同, 160~161頁。
- (10) 同, 162~163頁, 前川政子『保健教育』第5卷第10号・11号。
- (11) 同, 99頁。
- (12) 以上, 104~106頁。
- (12) 以上, 126~133頁。